

官 印 省 略
20250317近畿第79号
令和7年3月28日

和泉市長 辻 宏康 殿

近畿経済産業局長 信谷 和重

導入促進基本計画の同意について

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づき、令和7年3月11日をもって同意に係る協議のあった導入促進基本計画については、同条第3項の規定に基づき同意する。

様式第 20

中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画の協議書

令和 7 年 3 月 1 1 日

近畿経済産業局長 信谷 和重 殿

和泉市長 辻 宏康
＜ 公 印 省 略 ＞

中小企業等経営強化法第 4 9 条第 1 項の規定に基づき、別紙の導入促進基本計画の
同意を得たいので協議します。

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

和泉市は、江戸時代から続く伝統ある「繊維工業」や独特で高度な技術を要する「人造真珠」、経験により研ぎ澄まされた感覚から作り出される「ガラス細工」などの生産地として栄えてきた。さらに現代においては、複数の鉄道網や高速道路網が整備され、大阪都心や関西空港へのアクセスの良さを背景として、産業団地「テクノステージ和泉」には機械工業等の各種企業が集積しているほか、地方独立行政法人大阪産業技術研究所や大阪府立南大阪高等職業技術専門校も隣接しており、「ものづくり」を生み出す環境が整った産業都市として発展している。そういった背景のなか、市内事業者のほとんどが小規模事業者又は中小企業者であり、本市における産業構造は、卸売業、小売業に次いで製造業の割合が高く、その中でも、とりわけ繊維工業は全国平均の5倍近い集積がある。

本市の人口構造は、平成に入りトリヴェール和泉を中心とした開発の進展などから若者世代、特に子育て世代の流入により、年少人口、生産年齢人口は、それぞれ国の割合と比較しても高く、高齢者人口の割合は低く、人口構成のバランスが良いという優位性を有している。しかし、昨今の全国的な少子高齢化・人口減少社会の本格的な到来の波は非常に大きく、本市においても近年人口減少に転じた。このような全国的な社会環境の悪化は、労働力人口や国内需要を減少させ、安価な海外製品が流入し、国際的な競争が激しくなるなど、地域経済の根幹をなす市内中小企業者を取り巻く環境も厳しさを増しており、この状況が続けば、本市の産業基盤の喪失につながりかねないものとなっている。これを打開するには、市内中小企業者の生産性の向上を図り、人口減少による人手不足の解消や国際競争力の強化を進めることが必要である。ついては、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定にもとづく導入促進基本計画を策定し、以下の目標を達成することを目指す。

(2) 目標

和泉市では、平成26年4月に和泉市中小企業振興条例を施行し、中小企業振興に関する施策を実施するには、市、事業者、経済団体等及び市民との協働の推進に努めるものと定めている。このことから、和泉商工会議所などの認定経営革新等支援機関やその他支援団体と連携し、市内中小企業者の設備投資を促進し、成長の底上げに不可欠な設備等への投資の加速化や生産性向上を実現し、ひいては本市地域経済の活性化に寄与することを目指す。また、これらを達成するために、年10件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化

に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

和泉市の産業は、卸売業、小売業、製造業、建設業やサービス業など多岐に渡り、これらが本市地域経済の基盤を形成している。従って、多種多様な産業における設備投資を促進し、生産性向上を図ることが必要と考えることから、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。ただし、太陽光発電設備及びその他再生可能エネルギー関連事業に供する設備については、人手不足の解消に直接結びつかないため、対象としない。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

和泉市の産業は、古くからの既成市街地、計画的に開発された新市街地、また、自然豊かな山間部等の広域に渡り立地しており、広く事業者の生産性の向上を図るために、対象地域は市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

和泉市の産業は、卸売業、小売業、製造業、建設業やサービス業など多岐に渡り、これらが、本市地域経済の基盤を形成している。このことから、本市地域経済の活性化を実現するためには広く事業者の生産性の向上を図る必要があることから、全業種・全事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、市内事業所における雇用の安定については創出に配慮する。なお、市内事業所に常駐する雇用者がいない場合の計画については、認定の対象としない。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・先端設備等導入計画を認定した中小企業者の計画の進捗状況について、調査を実施する場合がある。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。